

令和2年4月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年4月6日(月) 午後1時30分から午後2時16分
2. 開催場所 庁舎2-6会議室
3. 出席委員

1番 池田政孝	2番 (欠番)
3番 中村津多子	4番 江里口泰信
5番 大家州斉	7番 中尾隆尚
8番 南里公敏	10番 立石力久
11番 高木一敏	12番 皆良田秀喜
13番 川浪傳一	14番 貝原敏正
4. 欠席委員

6番 山口英彦	9番 古賀巧
---------	--------
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岸川 斉

7. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆様こんにちは。大変お疲れさまです。 それでは、ただいまから令和2年4月の定例農業委員会を開催したいと思います。 開催の前に、今回4月1日で人事異動がありまして、職員の異動があつておりますので、紹介をしたいと思います。 まず最初に、前農業委員会の局長の南里のほうから挨拶をいたします。</p>
前局長	<p>前農業委員会職員の南里です。4月1日付で会計局に異動になりました。3年3か月ですが、大変お世話になりました。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>後任として新しく農業委員会の局長となりました岸川斉といいます。どうぞよろしくお願ひいたします。農業委員会の前は総務課の副課長をしておりました。 同じく4月1日付でなんです、今まで農業委員会の庶務係の主査ということで森川幸代がいたんですが、今回、係長に昇任をしております。 同じく4月1日付で、企画政策課より中島絵美という主事が異動となっております。</p>
会 長	<p>皆さんも御存じのとおり、農業委員会の副局長の西村なんです、今、病気休暇中です。一応予定では5月中旬に復帰ができるだろうということで、今準備をしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。 それでは初めに、貝原会長より挨拶をお願ひいたします。 皆さんこんにちは。世界的に新型コロナウイルスということで、何をすることも延期、中止ということでございます。本来ならば職員の歓送迎会も今日するようになっておりました。しかしながら、この時節でございますので、中止しようということに決めております。皆さん方もどうぞこのウイルスの仲間には入らないように、ひとつお願ひをしておきます。 本日は、第1号議案から第4号議案まで提出されておりますので、ひとつ最後までよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。 本日は、6番の山口委員と9番の古賀委員から欠席の連絡があつておりますので、御報告をいたします。 出席委員は11名となりますので、在任委員の過半数が出席でございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、この会議は成立いたしておりますことを御報告いたします。</p>
議 長	<p>それでは、小城市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は貝原会長にお願ひいたします。 それでは、早速、議事に入ります。 まず、会議録署名委員の指名についてを議題といたします。 会議録署名委員につきましては議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。 5番大家委員、7番中尾委員にお願ひいたします。</p>
事務局	<p>第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題といたします。 申請番号1番について事務局の議案の説明をお願いします。 それでは、議案書1ページの第1号議案を御覧ください。 今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。 それでは、申請番号1について御説明を申し上げます。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p>

資料につきましては2ページをごらんください。

この案件は、場所は小城町岩蔵地区にある農地で、申請理由は譲受人の規模拡大でございます。

資料の許可を受けようとする土地の所在地等の中の対価、賃料等の額ということで、空欄となっております。確認をしたところ、無償で譲渡するというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

ただいまの説明に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

別がないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号2番について事務局の議案の説明を願います。

申請番号2番につきまして説明をいたします。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

議案資料につきましては1ページをごらんください。

先ほども申しましたように、この案件は芦刈町三王崎の東戸崎にある農地で、申請理由は譲受人の規模拡大でございます。

以上でございます。

ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号2番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。

申請番号1番について事務局より議案の説明を願います。

それでは、議案書2ページの第2号議案を御覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

それでは、申請番号1番について説明をいたします。

議案資料の3ページから8ページが該当のページとなっておりますので、併せて御覧ください。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所については、資料の4ページにありますように三日月町三ヶ島区地の三日月小学校から南へ350メートルほど行った場所にある農地で、転用目的は、先ほども申しましたように建売分譲住宅の建築であります。

被害防除対策ですが、雨水排水は既存道路側溝に排水され、し尿処理と生活雑排水は下水道に接続されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断をしております。

議 長

事務局

議 長

事務局

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>この案件につきましては事前調査を実施しておりますので、1番池田委員に調査結果報告をお願いします。</p>
1 番	<p>現地調査の結果について報告申し上げます。</p> <p>申請人住所氏名、申請農地、申請目的につきましては、先ほど事務局からの報告のとおりであります。</p> <p>調査事項について報告申し上げます。</p> <p>1、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。</p> <p>2、計画面積の検討について、現場の確認並びに法14条地図、土地利用計画平面図等により適当であると判断できる。</p> <p>3、実現確実性の判定について、申請目的どおり遅滞なく目的に供されることは確実である。</p> <p>4、被害防除施設・用排水の検討について、計画される住宅地の雨水は西側既設水路並びに東側道路新設側溝へ放流。し尿・生活雑排水等は下水道放流。現地の四方は東面が市道、3方は宅地であり、影響はないか、あっても僅少と考えられ、適当であると判断できる。</p>
議 長	<p>以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。</p> <p>ただいまの事務局の説明、それから委員の報告に対しまして、質疑等があればお願いいたします。</p>
事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、申請番号2番につきまして事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、申請番号2番について説明いたします。</p> <p>資料は9ページから13ページとなっております。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件につきましては、場所は資料の10ページにありますように三日月町土生地区にある農地で、転用目的は、先ほども申しましたように建売分譲住宅の建設でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水排水は側溝を経由して申請地東水路へ排水し、し尿処理と生活雑排水は下水道に接続されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、許可し得るものと判断されます。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>この案件につきましても事前調査を実施しておりますので、3番中村委員に調査結果報告をお願いします。</p>
3 番	<p>事前調査報告をいたします。</p> <p>(譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、土地の所在地、地目、面積、理由を読み上げる。)</p>

調査事項、1、申請目的及び位置の検討については、住宅地の周りにある農地であり、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断しました。

2、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断。

3番、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的達成されることは確実であると思います。

4、被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は下水道に接続し、雨水排水は東側側溝に接続、放流するため、周辺農地への影響は少なく適当であると思います。

その他の特記事項については、特にありません。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明、それから委員の報告に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

別がないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号2番につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3番について事務局の説明を願います。

事務局

続きまして、申請番号3番となります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件につきましては、場所は資料の15ページにありますように三日月町甘木地区にある農地で、転用目的は分譲住宅の設置でございます。

以上でございます。

議 長

この案件につきましても事前調査を実施しておりますので、同じく3番中村委員に調査結果報告を願います。

3 番

事前調査報告をいたします。

(譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、土地の所在地、地目、面積、理由を読み上げる。)

調査事項といたしまして、1番、申請目的及び位置の検討については、小城駅より300メートル以内にある住宅地に附帯する農地であり、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断しました。

2番、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断しました。

3番、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的達成されることは確実であると思います。

4、被害防除施設・用排水の検討について、雨水排水は東側にある既存の側溝に接続するため、周辺農地への影響は少なく適当であると判断します。

5、その他の特記事項については、特にありません。

よろしく御審議ください。

議 長

ただいまの説明、それから委員の報告に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号3番につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、申請番号4番について事務局の説明を願います。</p> <p>続きまして、申請番号4番の説明をいたします。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)</p> <p>この案件につきましては、資料の19ページにありますように三日月町本告地区にある農地で、スーパーマーケットビルの北約130メートルにあり、転用目的は建売分譲住宅の建設であります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>この案件につきましても事前調査を実施しておりますので、5番大家委員に調査結果報告を願います。</p>
5 番	<p>この案件は、(譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、土地の所在地、地目、面積、理由を読み上げる。)</p> <p>調査事項の申請目的及び位置の検討については、申請地でなければ転用目的を達成することは困難であり、やむを得ないと判断できます。</p> <p>計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。</p> <p>実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供することは確実である。</p> <p>被害防除施設・用排水の検討については、雨水は横の水路に放流する。生活排水及び雑排水は合併浄化槽で処理する。</p> <p>その他の特記事項については、ありません。</p> <p>よろしく御審議のほどを。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局の説明、それから委員の報告に対しまして、何か意見等がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号4番につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の利用権設定を議題といたします。</p> <p>申請番号1番から137番まで一括して事務局の説明を願います。</p> <p>それでは、議案書の3ページを御覧ください。</p> <p>今回、第3号議案につきましては3ページから20ページまでとなっております。</p> <p>今月は、新規の申請が32件、再設定が105件、合計で137件、総面積につきましては56万6,552平米となっております。</p> <p>申請38案件の全てについて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。</p>

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質問等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の申請番号1番から137番につきまして原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、第3号議案の利用権設定につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、同じく第3号議案 農地利用集積計画の所有権移転についてを議題といたします。ページは21ページになります。</p> <p>申請番号1番につきまして事務局の説明を願います。</p> <p>それでは、申請番号1番について説明をいたします。</p> <p>申請番号1番、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p> <p>譲受人に関しては大規模農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件を満たしております。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>別がないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p> <p>議案書の22ページをごらんください。</p> <p>売渡希望が4件と、あと下段のほうになりますが、貸付希望が1件でございます。</p> <p>資料につきましては23ページから36ページを御覧ください。</p> <p>まず、売渡希望の申請番号1から説明を申し上げます。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あつせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。</p> <p>第4号議案の農用地売渡等の希望申出につきまして、売渡希望の申請番号1番について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、売渡希望の申請番号1番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2番について事務局の説明を願います。</p> <p>続きまして、申請番号2番となります。</p>

	<p>(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あつせん担当を読み上げる。)</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に対しまして、質疑等があればお願いいたします。
3 番	写真が違うのではないか。
事務局	すみません、26ページと27ページは同じ写真で、27ページが少し拡大した写真となっております。
3 番	でも、これ3筆ですね。
事務局	はい、上も3筆、下も3筆に、ちょっとなかなか見にくいところではあるんですが、両方とも。
3 番	3筆になっとっと、この議案書は。
事務局	そうですね、すみません。
3 番	3筆になっとうごたっですね。違うと。よおつとあんまり見えんもん。
事務局	すみません、ここは確認をして回答いたします。
3 番	下の4、211平米の(氏名)のところさ、そいよりかこっち、上が広がた
事務局	い。 ちょっとすみません、しばらく時間をいただきたいと思います。(発言する者あり)
	図面の26ページと27ページを御覧ください。
	先ほど御質問がありました場所についてなんですが、ちょっと字が見にくいんですが、一番水路側のみですね、2枚は余計に色をつけておりますので、水路側に接しているところのみの1枚の田んぼというふうになっております。
	大変申し訳ございません。
議 長	ほかに何か質問等がありましたらお願いいたします。
	(質疑なし)
	ないようですので、採決いたします。
	第4号議案の農用地売渡等の希望申出の売渡希望の申請番号2番につきまして原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。
	(挙手)
	全員賛成ということでございますので、申請番号2番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。
	次に、申請番号3番について事務局の説明を願います。
事務局	続きまして、申請番号3番となります。
	(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あつせん担当を読み上げる。)
	以上です。
議 長	ただいまの説明に対しまして、何か質問等があればお願いいたします。
	(質疑なし)
	ないようですので、採決いたします。
	第4号議案の農用地売渡等の希望申出について、売渡希望の申請番号3番につきまして原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。
	(挙手)
	全員賛成ということでございますので、申請番号3番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。
	次に、申請番号4番について事務局の説明を願います。

事務局	<p>申請番号4番となります。 (土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あつせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上です。 ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。 (質疑なし) 別にないようですので、採決いたします。 第4号議案の農用地売渡等の希望申出の売渡希望の申請番号4番につきまして原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ということでございますので、申請番号4番につきましては原案のとおり承認することに決しました。 次に、貸付希望について事務局の説明を願います。 それでは、議案書22ページの一番最後の貸付希望ということで説明をいたします。 申請番号1番、(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あつせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。 第4号議案の農用地売渡等の希望申出の貸付希望の申請番号1番について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ということでございますので、貸付希望の申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決しました。 次に、追加議案がありますので、事務局の説明を願います。 機のほうに今日準備をさせていただいておりました追加議案の説明をいたします。</p>
議長	<p>追加議案の申請番号1番です。 (土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あつせん担当を読み上げる。) 以上でございます。 ただいまの説明に対しまして、質疑等があればお願いいたします。 (質疑なし)</p>
5番	<p>ないようですので、採決いたします。 追加議案の農用地売渡等の希望申出の売渡希望の申請番号1番について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。 (挙手) 全員賛成ということでございますので、売渡希望の申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>ほかに何か皆さん方からありましたらお願いいたします。 離れとう、さっきの(価格)と。さっきの(価格)と場所もちゃんと離れとうね。 こいやろう。離れとうて思うばってんが。—ないようですので、あとは事務局</p>

事務局

から日程等について説明を願います。

皆さんの机のほうに、令和2年度の農業委員会定例会及び転用現地調査会開催日時予定表ということでお配りをさせていただいております。

前局長から5日を基準日に定例会を開催するというふうに聞いております。5日が休みの場合は後日に開催をする予定にしております。

同じく農地転用現地調査会についても25日を基準日として、25日が休みの場合はその後の日付で行うというふうに聞いております。

農地転用現地調査会なんですが、時間がですね、ちょっとうまくプリントができていなくて、3時30分からというふうになっておりますが、これは13時30分ですね、午後1時30分から開催ということで、皆様すみませんが、訂正をお願いいたします。どうも縦線にかぶってしまっているみたいです。大変申し訳ございません。

ということで、今月の農地転用現地調査の日なんですが、先ほど説明をいたしましたとおり4月27日月曜日の午後1時30分から、西館2階の2-1会議室にお集まりをいただきたいと思っております。

それと、来月5月の定例農業委員会の日時、場所に関しましては、5月8日金曜日、午後1時30分から、この場所、西館2階の大会議室で行うようにしております。

皆さんどうぞよろしくお願いたします。

議長

別にないようですので、これをもちまして4月の農業委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員